

京都市教育委員会教育長告示第6号

京都市総合教育センター条例第4条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市総合教育センターの開所時間を臨時に変更し、並びに同センターの情報資料室及び教材開発室（カリキュラム開発支援センター）を臨時に休所します。

平成21年7月21日

京都市教育委員会

教育長 高桑三男

- 1 京都市総合教育センターの開所時間を変更する日及び変更後の開所時間

開所時間を変更する日	変更後の開所時間
平成21年8月10日（月）から 同月14日（金）まで	午前9時から午後5時30分まで

- 2 情報資料室及び教材開発室（カリキュラム開発支援センター）を臨時に休所する日

臨時に休所する日	平成21年8月1日（土）、同月8日（土）、 同月15日（土）、同月22日（土）、同月29日（土）、平成22年3月27日（土）及び 同月31日（水）
----------	---

（総合教育センター指導室研修課）